

令和8年度診療報酬改定 訪問看護ベースアップ評価料の届出を!

重要：令和8年6月からベースアップ評価料を算定するすべての訪問看護ステーションは、5月中に様式の届出が必要です！

届出期限

5月31日まで
(6月1日必着)

※これまで届け出していたステーションも様式の届出が必要です

対象

令和8年6月からベースアップ評価料を算定する
すべての訪問看護ステーション

改定後評価料

(例) 訪問看護ベースアップ評価料
(Ⅰ)

780円→**1,050円**

ベースアップ評価料の届出に必要な様式

- ✓ これまでのベースアップ評価料の届出の有無、ベースアップ評価料（Ⅱ）の対象の有無により様式が異なります
- ✓ 厚生労働省のホームページに、届出様式の早見表、ベースアップ評価料の解説動画、様式が掲載されています



詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください

提出方法・提出先

メールで提出

専用メールアドレスにExcelファイルを添付

[■専用メールアドレス一覧](#)

※PDF不可

提出先

地方厚生局（都道府県事務所）へ該当の様式を提出



新ベースアップ評価料の算定開始

訪問看護も対象になりました！

令和8年度介護報酬改定 介護職員等処遇改善加算の届出を！

重要：令和8年6月から訪問看護ステーションが処遇改善加算を算定するには、体制届の提出が必要です！

届出期限

6月15日まで

※加算新設事業所のみが所属する事業所の場合
※処遇改善計画書の届出期日については、
都道府県等によって異なる場合がありますので、
都道府県等のホームページ等を必ずご確認ください

対象

令和8年6月から処遇改善加算を
算定する
訪問看護

改定後加算率（新設）
1.8%

処遇改善加算の届出に必要な様式

- ✓ 処遇改善加算を算定するには、処遇改善計画書（別紙様式2）の作成・提出が必要です
- ✓ 厚生労働省「介護職員の処遇改善」のホームページに、処遇改善計画書様式、計画書の記入方法動画等が掲載されています



詳細は厚生労働省のホームページを
ご確認ください

提出方法・提出先

メールで提出

※なお、都道府県等によって異なる場合がありますので、
都道府県等のホームページ等を必ずご確認ください。

提出先

介護サービス事業所の所在する都道府県等へ該当の
様式を提出



処遇改善加算の算定開始

7月以降の算定を含め、訪問看護事業所での加算のご活用をお願いします